

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年8月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000057号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000039号

第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成7年7月1日から平成8年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成7年7月から平成8年9月までの標準報酬月額については、9万8,000円から28万円とする。

平成7年7月から平成8年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成8年10月1日から平成9年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年10月から平成9年4月までの標準報酬月額については、9万8,000円から26万円とする。

平成8年10月から平成9年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年10月から平成9年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間のうち、請求者のA社における平成8年10月1日から平成9年5月1日までの期間の標準報酬月額を、上記2の訂正後の26万円から30万円に訂正することが必要である。

なお、平成8年10月から平成9年4月までの訂正後の標準報酬月額(上記2の訂正後の標準報酬月額26万円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年7月1日から平成9年5月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、請求期間のA社に係る標準報酬月額が9万8,000円

と記録されており、実際の給料の支給額より低額になっているので、調査の上、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成7年7月1日から平成8年10月1日までの期間に係る標準報酬月額について、オンライン記録によると、当初28万円と記録されていたところ、平成7年12月18日付けで、同年10月1日の定時決定を取り消した上で、同年7月1日に遡って標準報酬月額を9万8,000円とする減額処理がされ、同年10月1日の定時決定についても、9万8,000円に減額処理がされており、当該標準報酬月額が平成8年10月1日の定時決定まで継続している。

また、オンライン記録により、請求者と同様に、平成7年12月18日付けで、同年10月1日の定時決定を取り消した上で、同年7月1日に遡って標準報酬月額の減額処理が行われている被保険者が22人いることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された平成7年7月分から平成8年1月分及び同年3月分から同年8月分までの給料明細書によると、オンライン記録の標準報酬月額である9万8,000円を超える標準報酬月額に見合う給与が支給されている。

また、請求期間当時、A社において給与計算及び社会保険事務を担当していたとする同社の事業主の妻は、当時、社会保険料を滞納していたため、社員の標準報酬月額を遡って減額する届出を行った旨回答している。

さらに、日本年金機構は、A社の事業主が事実とは異なる届出を行い、社会保険事務所（当時）が届出の受理及び遡及訂正処理を行ったことは、法令に基づかない不合理な処理と思われる旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成7年12月18日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実即したものと考へ難く、請求者について同年7月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求期間のうち平成7年7月から平成8年9月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た28万円に訂正することが必要である。

- 2 請求期間のうち、平成8年10月1日から平成9年5月1日までの期間に係る標準報酬月額について、オンライン記録によると、上記1の遡及減額訂正処理を行った日（平成7年12月18日）以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）において9万8,000円と記録されているところ、当該処理日は平成8年9月20日であり、遡って訂正された形跡はない。

一方、請求者から提出された給料明細書によると、当該期間の標準報酬月額を改定又は決定する基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）は、標準報酬月額30万円に相当する金額であると考えられる。

また、当該期間のうち、請求者より平成8年12月分から平成9年2月分までの給料明細書が提出されており、これによると、標準報酬月額26万円に見合う厚生年金保険料（2万3,100

円)が控除されている。

さらに、A社の事業主の妻は、請求者から給料明細書が提出されていない月においても、前後の月と同額の給与を支給し、同額の厚生年金保険料を控除していた旨回答している上、複数の同僚の給料明細書により、平成8年10月から平成9年4月までの期間において、その前の期間と同額の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとされている。

したがって、請求期間のうち平成8年10月から平成9年4月までの標準報酬月額については、請求者から提出された給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び事業主の妻の回答から、26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主の妻は、社会保険事務所に対し、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を9万8,000円とする健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出し、標準報酬月額9万8,000円に見合う厚生年金保険料を納付したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間のうち、平成8年10月1日から平成9年5月1日までの期間について、請求者の給料明細書及び給与所得の源泉徴収票によると、請求者の本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は30万円であり、上記2の訂正後の標準報酬月額(26万円)より高額である。

したがって、平成8年10月から平成9年4月までの標準報酬月額については、給料明細書及び給与所得の源泉徴収票により確認できる本来の報酬月額から、30万円に訂正することが必要である。

なお、給料明細書によると、請求者は、上記訂正後の標準報酬月額(30万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、上記訂正後の標準報酬月額(30万円)は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(上記2の訂正後の標準報酬月額26万円を除く。)として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000070号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000038号

第1 結論

請求者のA社における平成28年12月16日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成28年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年12月16日

請求期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が当該賞与から控除されていたが、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間に係る賞与の届出が年金事務所に提出されたため、請求期間は厚生年金保険の保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。請求期間を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳(平成28年下半期賞与H28.12.16)により、請求者は請求期間において、同社から25万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料(2万2,727円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、上記賃金台帳により確認できる賞与の支給額から、請求者の平成28年12月16日の標準賞与額を25万円にすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年4月28日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期

間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000027号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2000010号

第1 結論

昭和54年*月から昭和59年8月までの請求期間及び平成元年2月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和54年*月から昭和59年8月まで
② 平成元年2月から同年6月まで

請求期間①について、私が成人した際に親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は自分でA市役所の窓口へ行き、納付書により納付していた。当時の年金手帳や保険料の領収書は親が管理していたが、既に亡くなっており現在は保管していない。

請求期間②について、勤務していた会社を退職した後に自分で国民年金の手続を行い、国民年金保険料はB市C出張所で納付書により数か月分をまとめて納付していた。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は国民年金保険料を納付書により納付していたと主張しているが、国民年金保険料の納付書が発行されるためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)の払出を受ける必要があるところ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査並びに請求期間①当時に請求者が居住していたA市及び請求者の当時の本籍地であるB市において払い出された手帳記号番号について、国民年金手帳記号番号払出簿による全件調査を行ったが、請求者に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者に対して請求期間①に係る国民年金保険料の納付書が発行されていたとは考え難い。

また、請求期間①及び②について、社会保険オンラインシステムによると、請求者の手帳記号番号「*」は、国民年金被保険者の資格取得に係る処理日から、B市において平成3年8月頃に払い出され、同年4月から同年9月までの国民年金保険料は現年度納付され、平成元年7月から平成3年3月までの保険料は過年度納付されたことが推認できることから、氏名検索においても当該手帳記号番号とは別の手帳記号番号を確認することができないことなどから、請求

者の国民年金の加入手続はB市において同年8月頃に初めて行われたと考えられ、その際に請求者が20歳に到達した昭和54年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該払出時点では請求期間①及び②に係る国民年金保険料の徴収権は時効により消滅しており、保険料を納付することはできない期間となっている。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①及び②について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000039号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2000011号

第1 結論

昭和54年11月から昭和61年3月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年11月から昭和61年3月まで

昭和54年当時に知人から国民年金に任意で加入する必要性を教えてもらい、付加保険料を納付することを勧められたので、A市役所B支所で加入手続きを行い、付加保険料納付の申出を行った。昭和57年にC市に転居した以降も継続して付加保険料を納付していた。

請求期間は定額保険料のみを納付した期間となっているので、付加保険料を含めて納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者はA市(現在は、D市)において国民年金の任意加入手続とともに付加保険料納付の申出を行い、請求期間は定額保険料に加えて付加保険料を納付していたと陳述している。

しかしながら、付加保険料納付の申出を行った国民年金被保険者に係る国民年金被保険者台帳(以下「特殊台帳」という。)には、保険料に関する記録欄の摘要欄に付加保険料納付の申出を行ったことを示す印を押すとともに申出年月日を記載することとされているところ、請求者に係る特殊台帳には当該印及び申出年月日の記載がない。

また、請求者に係る特殊台帳には、A市に居住していた昭和54年11月から昭和57年3月までについては定額保険料を納付したことを示す納付印が押され、C市に転居した昭和57年4月から昭和60年3月までについては「定額4~3納付済」と押印されていることが確認できる上、A市及びC市が作成した国民年金被保険者名簿(以下「名簿」という。)と保険料の納付状況を照合したことを示す照合印が押されており、当該特殊台帳の記録と請求者に係るC市の名簿の記録は一致していることが確認できることから、請求者が付加保険料納付の申出を行い、請求期間に付加保険料を納付していた形跡は見当たらない。

さらに、請求者と同時期にA市からC市に転居した国民年金被保険者に係るC市の名簿によると、付加該当日欄には転居前のA市において付加保険料納付の申出を行った年月日が記載さ

れ、当該申出を行った月以降はA市及びC市における付加保険料納付済期間として記録されており、同被保険者に係る特殊台帳の記録と符合していることが確認できる上、C市の名簿のうち、付加保険料納付済の記録になっている複数の被保険者に係る特殊台帳を確認したところ、全員について保険料に関する記録欄の摘要欄に付加保険料納付の申出を行ったことを示す印が押され、申出年月日が記載されていることが確認できる。

加えて、C市は、請求者に係る名簿には付加該当日の記載がないことから、C市においても付加保険料納付の申出及び納付は行われていなかったと考えられる旨回答している。

また、請求期間は77か月と長期間であり、A市及びC市において同一人の国民年金保険料納付に係る記録管理を誤り続けたとは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の付加保険料が納付されていたことがわける事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000062号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000037号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年10月1日から平成13年3月1日まで

年金記録を確認したところ、A社の請求期間における標準報酬月額が実際の報酬額より低くなっている。請求期間当時、私が代表取締役であり、社会保険などの業務の責任者だったが、標準報酬月額を低く届け出た記憶はない。調査の上、本来の報酬額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、平成12年10月31日の処理で平成10年及び平成11年の定時決定記録を取り消し、平成10年10月1日に遡って、また、A社が適用事業所ではなくなった日(平成13年3月1日)より後の平成13年6月11日の処理で改めて平成11年及び平成12年の定時決定記録を取り消し、平成11年5月1日に遡って、計2回の減額処理が行われていることが確認できる。

一方、請求者は、社会保険料を滞納していたか記憶がなく、未払いによる督促の連絡も受けた記憶はない旨陳述しているが、請求者が社会保険料を納付するにあたり口座振替の指定金融機関であったとするB信用組合から提出されたA社に係る普通預金移動明細表(平成7年12月12日から平成18年6月26日まで)により、平成8年1月4日から2回目の標準報酬月額の減額処理が行われた平成13年6月11日までの期間(65月)において、口座振替により納付できない月が多数確認(口座振替により納付できた月数は17か月)できるほか、請求者は、社会保険料を当該金融機関の口座振替以外に現金で納付したことはない旨陳述していることを踏まえると、同社に社会保険料の滞納があったと判断せざるを得ない。

また、履歴事項全部証明書により、請求者は、請求期間当時において、A社の代表取締役であり、破産管財人が選任された記録も確認できない上、請求者は、社会保険に係る業務の責任者は請求者自身であり、同社の印鑑も請求者が管理していた旨陳述していることから判断する

と、請求期間に係る標準報酬月額が減額について、同社の代表取締役であった請求者が関与していなかったとは認められない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正について責任を負う立場にありながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上認められず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることができない。